

# 社会医療法人の認定要件

## 1. 救急医療等の事業に関する要件

### 【主な要件】

- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療の医療連携体制を担う医療機関として医療計画に記載されていること
- 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療又は小児救急医療について、以下の実績を有していること 等

救急医療	休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)／初診料算定件数=20%以上、又は、夜間休日搬送受入件数=年間750件以上 ※精神科救急:年間時間外診療件数=3力年で人口1万対7.5件	3会計年度平均の実績で判断
災害医療	救急医療の基準の8割の実績を有しており、かつ、DMAT(災害派遣医療チーム)を保有し防災訓練に参加したこと	3会計年度平均・直近に終了した会計年度の実績で判断
へき地医療	・病院の場合は、次の①②のいずれかを満たすこと。 ①へき地診療所への医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が年間53日以上であること。 ②へき地医療拠点病院への医師の延べ派遣日数が年間106日以上であり、かつ当該へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が年間106日以上であること。 ・へき地診療所の場合は、診療日が年間209日以上であること。	直近に終了した会計年度の実績で判断
周産期医療	ハイリスク分娩管理加算=年間1件以上、かつ、分娩件数=年間500件以上、かつ、母体搬送受入件数=年間10件以上	3会計年度平均の実績で判断
小児救急医療	乳幼児休日・夜間・深夜加算算定件数(初診)及びこれに相当する診療件数／乳幼児加算初診料算定件数及びこれに相当する診療件数=20%以上	3会計年度平均の実績で判断

## 2. 公的な法人運営に関する要件

### 【主な要件】

- 役員等についての同族性が排除されていること
- 法人解散時の残余財産が国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属する(持分がない)こと
- 社会保険診療に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること
- 理事等に対する報酬について、支給の基準を定め、公開していること 等